（別紙１）

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成 13 年３月 30 日付け 12 生畜第 1826 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| 目　次<br>第１～第４　　（略）<br>第５　その他<br>　１～５　　（略）<br>　６　内閣総理大臣及び厚生労働大臣との関係<br>　７～９　　（略） | 目　次<br>第１～第４　　（略）<br>第５　その他<br>　１～５　　（略）<br>　６　厚生労働大臣との関係<br>　７～９　　（略） |
| 第２　飼料の製造等に関する規制<br>　１　（略）<br>　２　基準及び規格<br>（１）・（２）　（略）<br>（３）成分規格等省令の留意事項<br>　ア　別表第１（飼料関係）<br>　（ア）～（エ）　（略）<br>　（オ）動物由来たん白質について（成分規格等省令別表第１の２の（１））<br>　　動物由来たん白質については、牛海綿状脳症（以下「ＢＳＥ」という。）発生防止の観点から，以下のような成分規格等が定められている。 | 第２　飼料の製造等に関する規制<br>　１　（略）<br>　２　基準及び規格<br>（１）・（２）　（略）<br>（３）成分規格等省令の留意事項<br>　ア　別表第１（飼料関係）<br>　（ア）～（エ）　（略）<br>　（オ）動物由来たん白質について（成分規格等省令別表第１の２の（１））<br>　　動物由来たん白質については、牛海綿状脳症（以下「ＢＳＥ」という。）発生防止の観点から，以下のような成分規格等が定められている。 |

| 由来動物 | 対象家畜等<br>動物由来たん白質の種類 | 牛、めん羊、山羊及び鹿 | 豚、馬、鶏、うずら及び養殖水産動物 | （削る） |
|---|---|---|---|---|
| ほ乳動物 | 乳及び乳製品 | ○ | ○ | （削る） |
| | 非反すう動物、牛、めん羊又は山羊に由来するゼラチン及びコラーゲン | ○ | ○ | （削る） |
| | 豚（いのししを含む。以下この別表において同じ。）又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白質 | × | ○ | （削る） |
| | 豚又は馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉 | × | ○ | （削る） |
| | 飼料として使用される食品に含まれるもの | × | ○ | （削る） |
| 家きん | 卵及び卵製品 | ○ | ○ | （削る） |
| | ゼラチン及びコラーゲン | ○ | ○ | （削る） |
| | チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白質 | × | ○ | （削る） |
| | 加水分解たん白質及び蒸製骨粉 | × | ○ | （削る） |

| 由来動物 | 対象家畜等<br>動物由来たん白質の種類 | 牛、めん羊、山羊及び鹿 | 豚、馬、鶏及びうずら | 養殖水産動物 |
|---|---|---|---|---|
| ほ乳動物 | 乳及び乳製品 | ○ | ○ | ○ |
| | 非反すう動物、牛、めん羊又は山羊に由来するゼラチン及びコラーゲン | ○ | ○ | ○ |
| | 豚（いのししを含む。以下この別表において同じ。）又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白 | × | ○ | ○ |
| | 豚又は馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉 | × | ○ | ○ |
| | 飼料として使用される食品に含まれるもの | × | ○ | ○ |
| 家きん | 卵及び卵製品 | ○ | ○ | ○ |
| | ゼラチン及びコラーゲン | ○ | ○ | ○ |
| | チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白 | × | ○ | ○ |
| | 加水分解たん白及び蒸製骨粉 | × | ○ | ○ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 飼料として使用される食品に含まれるもの | × | ○ | （削る） |
| 魚介類 | ゼラチン及びコラーゲン | ○ | ○ | （削る） |
| | 魚介類由来たん白質（魚粉等） | × | ○ | （削る） |
| | 飼料として使用される食品に含まれるもの | × | ○ | （削る） |
| 豚、馬及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉及び血しょうたん白質 | | × | ○ | （削る） |
| 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白質 | | × | ○ | （削る） |
| 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉 | | × | ○ | （削る） |

○…含んでよい（乳及び乳製品、卵及び卵製品並びに飼料として使用される食品に含まれるもの以外の動物由来たん白質については、当該動物由来たん白質に係る動物由来たん白質の種類の欄に掲げる動物由来たん白質以外のものと完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）。

×…含んではならない。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 飼料として使用される食品に含まれるもの | × | ○ | ○ |
| 魚介類 | ゼラチン及びコラーゲン | ○ | ○ | ○ |
| | 魚介類由来たん白質（魚粉等） | × | ○ | ○ |
| | 飼料として使用される食品に含まれるもの | × | ○ | ○ |
| 豚、馬及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉及び血しょうたん白 | | × | ○ | ○ |
| 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白 | | × | × | ○ |
| 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉 | | × | × | ○ |

○…含んでよい（乳及び乳製品、卵及び卵製品並びに飼料として使用される食品に含まれるもの以外の動物由来たん白質については、当該動物由来たん白質に係る動物由来たん白質の種類の欄に掲げる動物由来たん白質以外のものと完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）。

×…含んではならない。

（カ）～（ケ）　（略）

イ　（略）

（４）　（略）

３～７　（略）

第５　その他

１～５　（略）

６　内閣総理大臣及び厚生労働大臣との関係

農林水産大臣は、飼料添加物の指定（法第２条第３項）、基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止（法第３条第１項）若しくは有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止（法第 23 条）をしようとするときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴かなければならないとされている（法第 59 条第１項）。また、廃棄等の命令（法第 24 条）をしようとする場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に意見を求めることができることとされている（法第 59 条第２項）。一方、内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から意見を述べ、又は当該禁止若しくは当該命令をすべきことを要請することができるとされている（法第 59 条第３項）。

また、農林水産大臣並びに内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、以上の規定の円滑な実施を図るため、相互に情報又は資料を提供するものとされている（法第 59 条第４項）。

７・８　（略）

９　法に基づく農林水産大臣の処分に係る審査基準等について

（カ）～（ケ）　（略）

イ　（略）

（４）　（略）

３～７　（略）

第５　その他

１～５　（略）

６　厚生労働大臣との関係

農林水産大臣は、飼料添加物の指定（法第２条第３項）、基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止（法第３条第１項）若しくは有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止（法第 23 条）をしようとするときは厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴かなければならないとされている（法第 59 条第１項）。また、廃棄等の命令（法第 24 条）をしようとする場合において、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を求めることができることとされている（法第 59 条第２項）。一方、厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から意見を述べ、又は当該禁止若しくは当該命令をすべきことを要請することができるとされている（法第 59 条第３項）。

また、農林水産大臣及び厚生労働大臣は、以上の規定の円滑な実施を図るため、相互に情報又は資料を提供するものとされている（法第 59 条第４項）。

７・８　（略）

９　法に基づく農林水産大臣の処分に係る審査基準等について

法に基づく農林水産大臣の処分に係る行政手続法（平成５年法律第 88 号）第５条第１項の規定による審査基準、第６条の規定による標準処理期間及び第12条第１項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

（１）申請に対する処分

ア　審査基準

（ア）～（エ）　（略）

（オ）成分規格等省令別表第１の２の（1）の規定による動物由来たん白質の確認、同表第１の２の（2）のウの規定による馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料の確認、同表第１の５の（1）のウの規定による動物性油脂の確認及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するものを指定する件」（平成 26 年５月 13 日農林水産省告示第 649 号）の２の規定による食品残さの確認に係る審査基準は、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成 17 年３月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知）の記の第１の２のとおりとする。

（カ）・（キ）　（略）

イ　標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

| 処　分　名 | 標準処理期間 |
|---|---|
| （略） | （略） |

法に基づく農林水産大臣の処分に係る行政手続法（平成５年法律第 88 号）第５条第１項の規定による審査基準、第６条の規定による標準処理期間及び第12条第１項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

（１）申請に対する処分

ア　審査基準

（ア）～（エ）　（略）

（オ）成分規格等省令別表第１の２の（1）の規定による動物由来たん白質の確認、同表第１の２の（2）のウの規定による養殖水産動物を対象とする飼料の確認、同表第１の５の（1）のウの規定による動物性油脂の確認及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するものを指定する件」（平成 26 年５月 13 日農林水産省告示第 649 号）の２の規定による食品残さの確認に係る審査基準は、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成 17 年３月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知）の記の第１の２のとおりとする。

（カ）・（キ）　（略）

イ　標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

| 処　分　名 | 標準処理期間 |
|---|---|
| （略） | （略） |

| | |
|---|---|
| ［成分規格等省令関係］<br>・別表第１の１の(5)のイの(注)の３の規定による表示事項の一部省略の承認（飼料）<br>・別表第２の５の(2)の注の２の規定による表示事項の一部省略の承認（飼料添加物）<br>・別表第１の２の(1)の規定による動物由来たん白質の確認<br>・別表第１の２の(2)のウの規定による馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料の確認<br>・別表第１の５の(1)のウの規定による動物性油脂の確認 | <br>25 日<br>25 日<br>50 日<br>50 日<br>50 日 |
| （略） | （略） |

（２）　（略）

第１表

| | |
|---|---|
| 第３条　第１項<br>（成分規格等省令） | （略） |

| | |
|---|---|
| ［成分規格等省令関係］<br>・別表第１の１の(5)のイの(注)の３の規定による表示事項の一部省略の承認（飼料）<br>・別表第２の５の(2)の注の２の規定による表示事項の一部省略の承認（飼料添加物）<br>・別表第１の２の(1)の規定による動物由来たん白質の確認<br>・別表第１の２の(2)のウの規定による養殖水産動物を対象とする飼料の確認<br>・別表第１の５の(1)のウの規定による動物性油脂の確認 | <br>25 日<br>25 日<br>50 日<br>50 日<br>50 日 |
| （略） | （略） |

（２）　（略）

第１表

| | |
|---|---|
| 第３条　第１項<br>（成分規格等省令） | （略） |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (1)～(5)　(略) | (6) 食品循環資源を原料とする飼料（別表第１の６の(5)） | (略) | (1)～(5)　(略) | (新設) | (略) |
| (略) | ア（ア）飼料の名称<br>ア（イ）製造（輸入）年月<br>ア（ウ）製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所<br>ア（エ）製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあっては、輸入先国名）<br>イ　対象家畜等 | (略) | (略) | (新設) | (略) |

第２表

［配合飼料の表示例］

| |
|---|
| (略)<br>１　原材料名は原則として配合割合の高い順である。<br>２　（　　）内の原材料は、原材料の調達に係る事情の変化により使用しないことがある。<br><br>［注３］ |

注１～注３　(略)

備考　(略)

第２表

［配合飼料の表示例］

| |
|---|
| (略)<br>１　原材料名は原則として配合割合の大きい順である。<br>２　（　　）内の原材料は原料事情等により使用しないことがある。<br><br>［注３］ |

注１～注３　(略)

備考　(略)

附　則

この通知は、令和６年10月３日から施行する。